

枚方市地域ケア推進会議・地域ケア会議設置要項

(設置)

第1条 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の48の規定に基づき、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための会議を設置する。

(会議の名称)

第2条 枚方市全域を対象範囲とする会議を、地域ケア推進会議と称し、日常生活圏域を対象範囲とする会議を、地域ケア会議と称する。

(会議種別等)

第3条 地域ケア推進会議及び地域ケア会議の会議種別、担当事務、構成団体・構成員、地域範囲及び主宰者・事務局は、別表のとおりとする。

(会議及び部会)

第4条 地域ケア推進会議及び地域ケア会議は、主宰者が必要に応じ随時招集し、会議を進行する。

2 主宰者は、地域ケア推進会議及び地域ケア会議（部会を含む）の事務局業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

3 地域ケア推進会議及び地域ケア会議では、必要に応じて会長を置くことができる。

4 会長を置く場合、会長は、構成団体・構成員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

5 主宰者または会長は、地域ケア推進会議及び地域ケア会議の担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

6 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者に対する協力要請)

第5条 法第115条の48第3項に基づき、地域ケア推進会議及び地域ケア会議は、担当事務に必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(構成団体の守秘義務)

第6条 法第115条の48第5項の規定に基づき、個人情報を取り扱う地域ケア推進会議及び地域ケア会議に出席した者は、個人情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情

報等を他に漏らしてはならない。

- 2 個人情報を取り扱う地域ケア推進会議及び地域ケア会議に出席した者は、個人情報の保護に関する誓約書を事務局に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか地域ケア推進会議の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議して別に定める。

(附則)

第8条 この要項は令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会議名称	担任意務	構成団体・構成員	地域範囲	主宰者 事務局
第1層協議体 （地域ケア推進会議）	介護予防・日常生活支援総合事業の体制構築・推進を目的とした次の事項 (1) 多様な事業主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に関すること。 (2) 住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりをめざす地域の福祉力の形成に関すること。 (3) 誰もが必要とされ、役割があり、活動の機会や場がある地域社会づくりである社会参加と共生社会の推進に関すること。 (4) 認知症施策の推進に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、構成団体が必要と認めること。	(1) 枚方市民生委員児童委員協議会 (2) 枚方市老人クラブ連合会 (3) 枚方市コミュニティ連絡協議会 (4) 枚方市校区福祉委員会協議会 (5) 枚方市介護支援専門員連絡協議会 (6) 枚方市デイサービス連絡協議会 (7) 枚方市訪問・通所リハビリテーション連絡協議会 (8) 枚方市特別養護老人ホーム施設長会 (9) 枚方市訪問介護事業者会 (10) シルバー人材センター (11) 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ枚方拠点 (12) 大阪高齢者生活協同組合 (13) 枚方市社会福祉協議会 (14) 生活支援コーディネーター (15) 枚方市地域包括支援センター	市全域	主宰者：枚方市 担当課長 事務局：枚方市 健康福祉部 健康づくり課

地域ケア推進実務者連絡協議会 (地域ケア推進会議)	在宅医療・介護連携の推進を目的とした次の事項 (1) 連携体制の構築における課題に関すること。 (2) 円滑な連携のために必要な事項に関すること。 (3) 地域連携に係る普及啓発活動に関すること。 (4) 認知症施策に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、構成団体が必要と認めること。	(1) 枚方ソーシャルワーク研究会 (2) 枚方市介護支援専門員連絡協議会 (3) 枚方市訪問看護ステーション連絡会 (4) 枚方市デイサービス連絡協議会 (5) 枚方市特別養護老人ホーム施設長会 (6) 枚方市訪問介護事業者会 (7) 枚方市訪問・通所リハビリテーション連絡協議会 (8) 枚方市グループホーム連絡協議会 (9) 枚方市医師会 (10) 枚方市歯科医師会 (11) 枚方市薬剤師会 (12) 市立ひらかた病院 (13) 関西医大附属枚方病院 (14) 認知症疾患医療センター (15) 枚方市保健所・保健センター (16) 枚方市地域包括支援センター (17) 前号に掲げるもののほか、構成団体及び事務局が必要と認める団体	市全域	主宰者：枚方市 担当課長 事務局：枚方市 健康福祉部 健康づくり課
自立支援型地域ケア会議	法の理念である自立支援の視点の定着、自立支援を実現するための知識を介護支	次の各号に掲げる者のうち、主宰者または会長が事案の内容により任意に招集する。	日常生活圏域	主宰者：地域包括支援センター

(地域ケア会議)	援専門員等がケアマネジメントに活かすことで、ケアマネジメントの質が向上し、ひいては高齢者の生活の質（QOL）の向上を目的とした次の事項 (1) 個別ケースの支援方針を決定すること。 (2) 地域の自立支援の体制構築	(1) リハビリテーション専門職 (2) 医師、歯科医師、薬剤師、医療関係者 (3) 介護サービス事業所関係者 (4) 介護支援専門員 (5) 生活支援コーディネーター (6) 前号に掲げるもののほか主宰者が必要と認める者		所長兼管理者 事務局：地域包括支援センター
地域ケア会議	地域包括ケアシステム構築を目的とした次の事項 (1) 高齢者等の処遇困難個別ケースの支援方法の検討 (2) 前号の検討を通じた介護支援専門員に対するケアマネジメント支援 (3) 高齢者の実態把握や支援体制づくりのためのネットワーク構築 (4) 個別事例に共通する課題分析等を通じた地域課題の発見 (5) 課題解決に必要な取り組みや事業の実施に関する意見聴取 (6) 前号に掲げるもののほか地域の実情に応じて必要と認められる事項	次の各号に掲げる者のうち、主宰者または会長が事案の内容により任意に招集する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、医療関係者 (2) 民生委員 (3) 校区コミュニティ協議会 (4) 校区福祉委員 (5) 自治会関係者 (6) 老人クラブ関係者 (7) 介護サービス事業所関係者 (8) 介護支援専門員 (9) 枚方市社会福祉協議会 (10) 生活支援コーディネーター (11) 民間企業 (12) 協同組合	日常生活圏域	主宰者：地域包括支援センター 所長兼管理者 事務局：地域包括支援センター

		(13) ボランティア団体 (14) 前号に掲げるもののほか主宰者が必要と認める者		
第2層協議体 (地域ケア会議)	介護予防・日常生活支援総合事業の体制構築・推進を目的とした次の事項 (1) 多様な事業主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に関する事。こと。 (2) 住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりをめざす地域の福祉力の形成に関する事。こと。 (3) 誰もが必要とされ、役割があり、活動の機会や場がある地域社会づくりである社会参加と共生社会の推進に関する事。こと。 (4) 認知症施策の推進に関する事。こと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、構成団体が必要と認める事。こと。	次の各号に掲げる者のうち、主宰者が地域の実情に応じて構成する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、医療関係者 (2) 民生委員 (3) 校区コミュニティ協議会 (4) 校区福祉委員 (5) 自治会関係者 (6) 老人クラブ関係者 (7) 介護サービス事業所関係者 (8) 介護支援専門員 (9) 枚方市社会福祉協議会 (10) 生活支援コーディネーター (11) 民間企業 (12) 協同組合 (13) ボランティア団体 (14) 前号に掲げるもののほか主宰者が必要と認める者	小学校区	主宰者、事務局：各小学校区にて検討